

第3編 地震災害応急対策

第1章 初動期の応急活動

第1節 組織動員

市は、市域内に地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、観測した震度に応じた組織動員体制をとるものとする。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 地震時の組織動員の概要

震度5弱以上を観測した場合、市長は自らを本部長として、「柏原市災害対策本部」を自動的に設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。

また、震度4を観測した場合、災害情報の収集など災害応急対策を実施するために警戒部を設置する。

参集は、休日や夜間等の勤務時間外であっても、観測した震度に応じて参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に自主参集する。

第2 活動体制の確立

地震が発生した場合、震度を速やかに把握するとともに、観測した震度に応じた活動体制をとる。

1 震度の判定

- (1) 震度は、大阪管区気象台が発表する柏原市又は隣接市町（八尾市、藤井寺市、羽曳野市、香芝市、王寺町、三郷町）の震度（以下、単に「震度」という。）を基本とする。勤務時間外において、停電等によって地震情報が確認できない場合は、職員各自の判断による。
- (2) 柏原市役所に設置された計測震度計の震度階による場合は、勤務時間内の場合は庁内放送等によって、勤務時間外の場合は当直者が主管課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長に連絡する伝達系統によるものとする。

2 活動体制

観測した震度に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- (1) 震度5弱以上の場合、災害対策本部を自動的に設置する。
- (2) 震度4の場合、警戒部を自動的に設置する。
- (3) 震度3であっても被害が予想される場合は、情報収集体制をとる。
- (4) その他の場合は、市長が必要と認めた体制をとる。

【地震発生時の活動体制】

ア 観測した震度に応じて災害対策の活動組織・動員体制を決定する。

観測した震度	災害応急対策の体制	配備区分
震度 5 弱以上を観測	災害対策本部の設置	C号配備
震度 4 を観測	警戒部の設置	警戒配備
震度 3 であっても被害が予想される場合	情報収集体制	(総務部) 5名程度

イ 上記以外は市長が決定し、指令を出すものとする。

(注) 東海地震注意情報、東海地震予知情報の発表後から地震発生まで又は警戒解除宣言までの措置については、付編に記載する。

第3 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

1 設置基準

- (1) 震度 5 弱以上を観測した場合(自動設置)
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 本部長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、市域に大きな被害がないと本部長が認めた場合。なお、この場合は、必要に応じて被害状況に即した体制(警戒部の設置や状況に応じた動員配備)に移行する。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

災害対策本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりである。

職 名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、水道事業管理者、災害対策本部体制下の各部長、副部長

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- (エ) 各対策部間調整事項に関すること。
- (オ) 市民への避難勧告、避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 事務局

事務局は総務対策部総括班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務対策部総括班は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、知事、関係機関、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5 災害対策本部の設置場所

本部は、市役所本館2階市長室に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため必要がある場合は、市長の判断により市民文化会館等の市施設に設置する。この場合、各部、知事、関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務対策部総括班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 災害対策本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、市役所正面玄関及び本部の入口等に「柏原市災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は市長があたり、市長が何らかの事情により不在の場合には、副市長、教育長、水道事業管理者の順位で代行する。
- (2) 本部員(各部長)及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長、副班長が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第4 警戒部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合、総務部長を指揮者とする警戒部を設置し、災害対策本部に準じた体制によって災害応急対策活動を実施する。

1 設置基準

- (1) 震度4を観測した場合(自動設置)
- (2) その他、市長が必要と認めた場合

2 廃止基準

- (1) 市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合
- (2) 調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと市長が認めた場合

3 組織及び運営

(1) 警戒部の組織

ア 警戒部の組織体制は、指揮者を総務部長として各対策部、班で構成する。なお、対策部、班は、動員配備指令(震度4を観測した場合は「警戒配備」)に応じて構成する。

イ 総務部長は、災害対策活動のうえで必要な場合、前項アで構成される者のほか、関係職員を配置させることができる。

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌に準じる。

(3) 警戒部会議

各対策部の部長、副部長で構成する警戒部会議を必要に応じて開催し、災害応急対策に関する事項について協議し、災害応急対策活動実施の指令を行う。

ア 警戒部会議の構成

(ア) 総務部長、市長公室長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、市民病院長、教育部長、財務部長、市民生活部長、市民病院事務局長、その他市長が必要と認める者で構成する。

(イ) 必要に応じて市長、副市長、教育長、水道事業管理者が会議に出席する。

イ 協議事項

(ア) 災害応急対策に関すること。

(イ) 各対策部間調整事項に関すること。

(ウ) 動員・配備体制に関すること。

(エ) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 会議の招集

総務部長が必要に応じて招集する。

4 設置及び廃止の通知

市長は、警戒部を設置した場合又は廃止した場合は、各部に通知するとともに、必要に応じて知事、関係機関等にその旨を通知する。

第5 情報収集体制

次の基準に該当する場合、必要に応じて情報収集体制をとる。

1 体制をとる基準

震度3を観測し、市域に被害が予想される場合

2 体制を解消する基準

(1) 調査の結果、市域に被害がない場合

(2) 災害対策本部、又は警戒部が設置された場合

3 構成

総務部危機管理室の職員5名程度とする。

4 所掌業務

災害情報の収集・伝達を行う。

第6 緊急防災要員による初動体制

市長は、次の活動基準に該当する場合、初動期の応急対策を実施するため、あらかじめ指名する緊急防災要員による初動体制を構成する。

1 活動基準

震度5弱以上を観測した場合

2 活動内容

(1) 被害状況の把握

ア 緊急防災要員は、あらかじめ定められた経路の被害状況の概略把握を行いながら、開設を担当する避難所に参集する。

イ 参集途上では、市民からの被害情報収集にも努める。

ウ 避難所に参集後、総務対策部調査班へ把握した被害状況を報告する。

(2) 避難所の開設

ア 避難所は、施設管理者（用務員などの所管管理者の指定する者を含む）が開設するが、施設管理者が開設困難な場合は、緊急防災要員が避難所を開設する。

イ 避難所を開設する場合は、速やかに施設を点検のうえ、安全を確認後開設する。

ウ 避難所の施設管理者（避難所の管理責任者）に引継ぎの後、避難所に留まり、施設管理者とともに避難所運営を行う。

第7 動員体制

迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、観測した震度に応じて職員を動員配備する。

1 動員基準

職員の動員配備の基準は次のとおりである。

(1) 震度5弱以上を観測した場合、C号配備（全職員）とする。

(2) 震度4を観測した場合、警戒配備とする。

(3) その他の場合は、市長の判断する配備体制とする。

2 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い市長が決定し指令を出すものとする。

3 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

ア 各対策部への連絡は、総務対策部総括班が庁内放送によって行う。

イ 庁内放送による伝達が不可能な場合は、総務対策部総括班が電話又はFAXによって行う。

(2) 活動体制への移行

連絡を受けた場合、平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

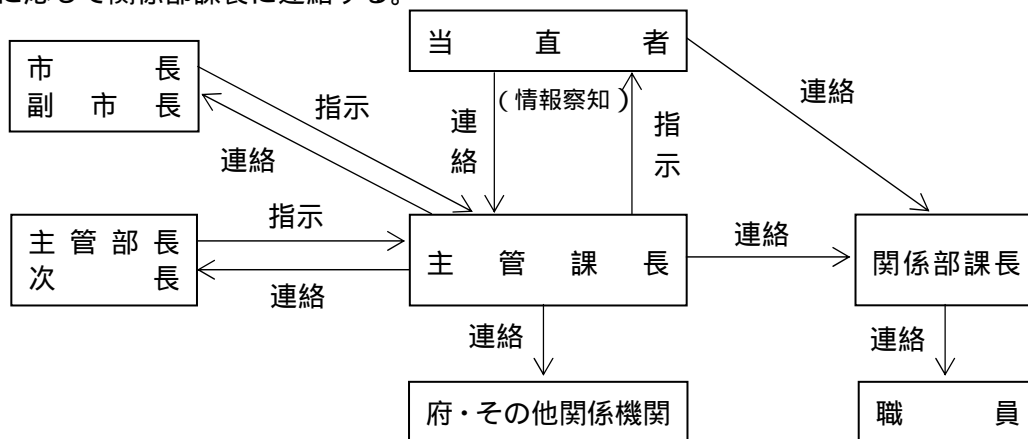
4 勤務時間外の動員方法

(1) 連絡体制

ア 職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合は、動員配備該当職員（震度5弱以上の場合は、全職員）は、連絡がなくとも直ちに参集する。

イ 柏原市役所に設置された計測震度計の震度階による場合は、当直者が主管課長に連絡して指示を仰ぎ、関係部課長に連絡する伝達系統によるものとする。

ウ 当直者は、災害発生の情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。



(2) 非常招集の方法

ア 震度5弱以上を観測した場合の職員の動員については、通信の途絶のため伝達の困難と交通の途絶のため登庁に時間を要すること等を考慮し、市内在住の職員及び市外の者であっても徒歩登庁の可能な職員について、日常から所用時間、経路等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに登庁させるものとする。

イ 担当部課長による非常招集の方法は、電話、携帯電話等によることとする。

ウ 通信網の途絶等により、配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、C号配備が出されたものとする。

5 動員状況の報告及び連絡

(1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。

(2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を対策部長に報告する。

(3) 各対策部長は、各班ごとの参集状況を総務対策部人事班へ報告する。

(4) 総務対策部人事班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、総務対策部総括班を通じて、その状況を速やかに府に報告する。

資料3-1-1 非常招集報告書

6 連絡責任者

各課の連絡責任者は、所属課と柏原市災害対策本部との連絡にあたる。

7 過渡的措置

各対策部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握（住民からの情報提供、緊急防災要員からの報告）
- (2) 府及び関係機関との連絡調整
- (3) 職員の参集状況の把握
- (4) 災害対策本部会議等の事前準備
- (5) 登庁した職員への引継ぎ

8 人員の確保

(1) 警戒配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務対策部人事班へ報告する。

(2) C号配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務対策部人事班に要請する。この場合、総務対策部人事班は総務対策部総括班と協議のうえ、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

9 平常業務の機能確保

C号配備体制下では、地震発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務対策部人事班と協議のうえ、市民サービス部門等から平常業務を確保していく。

10 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出勤指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

11 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員対象から除外する。これに該当する職員は、可能な限り速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が地震発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合

- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼した場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第 8 参集場所

職員の参集場所は、緊急防災要員等、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とし、地震発生時に勤務場所に不在の場合は次の要領で参集する。

1 勤務時間内

(1) 一般の職員

勤務時間内に勤務場所に不在の場合、地震発生後、直ちに勤務場所に帰庁する。

(2) 緊急防災要員

それぞれの担当地域へ出向き、あらかじめ定められた経路の被害状況の把握を行いながら、各々の参集場所（避難所48箇所）へ向かうものとする。

2 勤務時間外

(1) 一般の職員

地震発生後、直ちに勤務場所に参集するものとする。勤務時間外で交通途絶等のため勤務場所に参集困難な場合は、あらゆる手段を検討し、参集を図るものとする。

(2) 緊急防災要員

あらかじめ定められた経路の被害状況の把握を行いながら、指定の参集場所（避難所48箇所）へ徒歩・自転車等による方法も考慮に入れて速やかに参集する。

第 9 参集途上の活動

勤務時間外等において参集場所に参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意して参集するものとする。

1 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に参集後、直ちに総務対策部総括班に報告するものとする。情報収集事項は次のとおりとする。

- (1) 道路交通施設の被害状況、道路の渋滞状況
- (2) 鉄道施設の被害状況及び運行状況
- (3) 建築物等の倒壊等被災状況
- (4) 河川・ため池等の被災状況及び水位の状況
- (5) 崖崩れ等の土砂災害の状況

- (6) 火災発生状況
- (7) 被災者・避難者の状況
- (8) その他被災状況

2 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、府警察（柏原警察署）、柏原羽曳野藤井寺消防組合に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

第10 福利厚生

総務対策部人事班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各対策部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第2節 情報の収集・伝達

地震発生後、府及び関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《担当部・機関》

各部・関係機関

第1 地震情報等の収集・伝達

1 地震情報

- (1) 総務対策部総括班は、電話、防災無線及び大阪府防災情報システム等を通じて、大阪管区気象台の発表する地震情報を速やかに収集する。
- (2) 通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

2 火災情報

- (1) 火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- (2) 電話不通時は、市民から各消防署等への通報及び緊急防災要員の情報による。

3 異常現象の発見及び通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかにその旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官等に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報する。
- (3) 市長は、異常現象の通報を受けた場合、必要に応じ大阪管区気象台、府及び関係機関に通報するとともに住民に対して周知徹底を図る。また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

【異常現象の種類と内容】

水 害		堤防の亀裂又は欠け、崩れ 堤防からの溢水 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土砂災害	土石流	山鳴り 降雨時の水位の低下 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	地すべり	地面のひび割れ 沢や井戸水の濁り 斜面からの水の吹きだし など
	がけ崩れ	わき水の濁り がけの亀裂 小石の落下 など
	山地災害	わき水の量の変化（増加又は枯渇） 山の斜面を水が走る など

第2 情報の収集・伝達系統

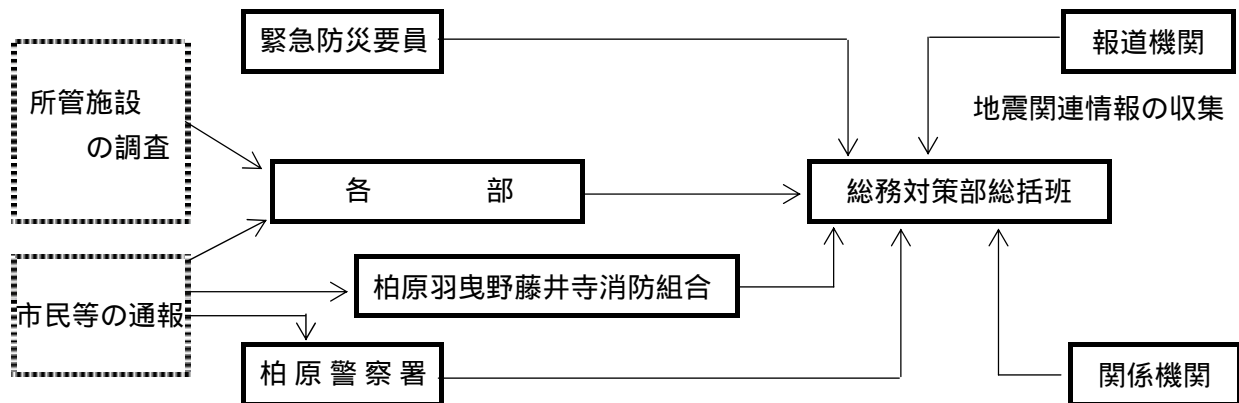
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

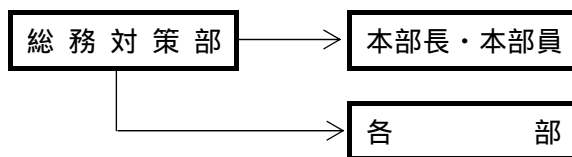
- (1) 防災行政無線
- (2) 電話、携帯電話、FAX等の通信手段
- (3) バイク、自転車を用いた伝令

2 情報収集・伝達系統

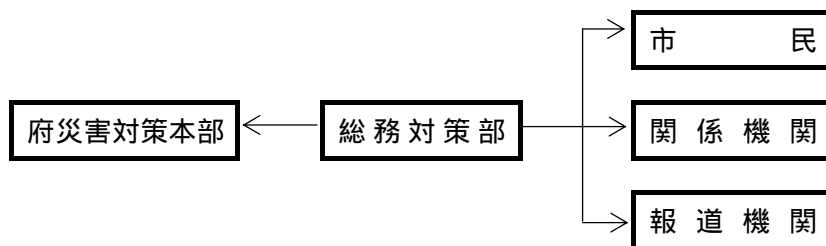
(1) 情報収集系統



(2) 情報伝達系統
ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



資料3-1-2 通信窓口一覧

第3 被害状況の把握

迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、地震発生後、なるべく早期に把握するとともに、関係機関、市民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

(1) 実施担当

ア 緊急防災要員

あらかじめ定められた経路の被害状況を調査し、被害概況を把握する。調査結果は、参集拠点ごとに取りまとめ、総務対策部総括班に報告する。

イ 各部各班

事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務対策部総括班に報告する。なお、勤務時間外の場合は、出勤途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 建物被害の発生状況
- ウ 火災・土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性
- エ 避難の状況、市民の動向
- オ 道路交通の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。

イ 電話、携帯電話、FAX等を用いる。

ウ 市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務対策部総括班は、緊急防災要員及び各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時取りまとめる。

取りまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

全壊・半壊、全焼・半焼の状況

(3) 公共土木施設等の被害

ア 道路、橋梁の状況

イ 河川、水路、ため池の状況

ウ 土砂災害の状況

エ 道路交通、公共交通機関の状況

オ ライフラインの状況

(4) その他

ア 消火・人命救助活動の状況

イ 医療活動の状況

ウ 避難の勧告又は指示、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

資料3-1-3 被害概況報告書

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務対策部総括班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	各部各班
	負傷者の状況	各部各班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	総務対策部調査班
	応急危険度判定	土木水防対策部都市計画班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務対策部財務班・各部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	総務対策部調査班
その他被害	田畑の被害状況	民生対策部産業班
	文教施設の被害状況	文教対策部社会教育班
	医療機関の被害状況	医療対策部庶務班
	道路、橋梁の被害状況	土木水防対策部土木水防班
	河川、水路、ため池の被害状況	土木水防対策部土木水防班
	土石流、地すべり、急傾斜地等の被害状況	土木水防対策部都市計画班
	上水道施設の被害状況	上下水道対策部水道庶務班
	下水道施設の被害状況	上下水道対策部下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	民生対策部環境班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	総務対策部庶務班

4 り災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、り災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
り災状況	り災世帯数、り災者数	総務対策部総括班
被害金額	公共文教施設の被害金額	文教対策部庶務班・社会教育班
	農業施設の被害金額	民生対策部産業班
	その他公共施設の被害金額	総務対策部財務班・各部
	農林、商工の被害金額	民生対策部産業班

【被害状況等報告基準】（災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防庁長官通知 最近改正平成13年6月））

被害項目		報 告 基 準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごくちいさなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	非住家被害	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。			
その他被害	田畑の被害	流失没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		

被害項目		報 告 基 準
その他被害	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	る、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

【被害認定統一基準（（H13.6.28 内閣府政策統括官通知））】

被害種類	被害認定統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けるまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治癒できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

【被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（H16.4.1 内閣府政策統括官通知）】

住家の大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
----------	---

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し総務対策部総括班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
避難状況	所管施設の避難状況	各部庶務班
	避難地、避難所の状況	総務対策部調査班 民生対策部福祉班

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務対策部総括班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の 実施状況	応急給水	上下水道対策部給水班
	給食の状況	文教対策部学校教育班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	民生対策部保健班 医療対策部庶務班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務対策部総括班・庶務班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務対策部総括班・調査班は、各部から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、総務対策部総括班は、府に対して応援要請を行う。

第6 府及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号 最近改正平成13年6月消防災第101号・消防情第91号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号 最近改正平成16年9月消防震第66号）に従い、基本的に府に対して実施する。

1 報告基準

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 次の基準に該当する場合は、府において府防災情報システムへの災害登録を行うので、被害など報告すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに府に報告する。なお、府への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、直接国（消防庁）に報告する。この場合、事後速やかに府に報告を行うものとする。

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

イ 個別基準

地震が発生し、市の区域内で震度4以上を観測したもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するものは、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない）である。

3 府への報告要領

府への報告は、府防災情報システムに入力することによるものとする。ただし、当該システムが故障等原因によって運用できなくなった場合は、「災害報告取扱要領」第1号様式、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（その2）に従いFAXで報告することとする。

4 報告区分及び要領

総務対策部総括班は、災害が発生した時点から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、次の区分に従い報告するものとする。

(1) 災害概況即報

災害の概況が判明した場合は、第4号様式（その2）「災害概況即報」に従い報告するとともに、概況が判明するのにあわせて随時報告する。

(2) 被害状況即報

災害概況即報の報告後、被害状況の詳細が判明した場合及び被害状況に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を第4号様式(その1)「被害状況即報」に従い報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

(3) 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、速やかに第1号様式「災害確定報告」に掲げる全項目について報告する。

資料3-1-4 被害状況等報告様式

第7 通信手段の確保

地震発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 無線通信機能の点検及び復旧

総務対策部総括班は、地震発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

2 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務対策部庶務班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務対策部庶務班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

3 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町村との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

総務対策部総括班は、関係機関に対し、職員の総務対策部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 消防電話・警察電話等の利用

総務対策部総括班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、柏原羽曳野藤井寺消防組合又は府警察(柏原警察署)に業務用専用回線の利用を要請する。

(4) 非常通信の利用

総務対策部総括班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法(昭和25年法律第131号)第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通

信の確保を図る。

ア 府警察（柏原警察署）、鉄道会社等の関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線

エ アマチュア無線等

4 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

第3節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報の広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、特別相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《担当部・機関》

総務対策部広報班・総務対策部調査班・民生対策部市民班・各部・関係機関

第1 災害広報

地震発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、市民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震の規模、余震、気象の状況
- イ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ウ 災害時要援護者への支援の呼びかけ など

(2) その後の広報

- ア 二次災害の危険性
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 義援物資等の取り扱い など

2 広報の方法

- (1) 防災行政無線（同報系）による地区広報
- (2) 広報車、携帯マイク等による現場広報
- (3) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (4) 避難所への職員の派遣による広報
- (5) 自治会等住民組織による広報
- (6) 報道機関による広域報道
- (7) インターネットの活用

(8) ケーブルテレビ等への情報提供

3 災害時要援護者への広報

災害時要援護者への広報は、文字放送や手話、FAX、テレホンサービスやパソコン通信等のメディアを活用するほか、一般ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

4 災害時の広報体制

(1) 災害広報責任者による情報の一元化

総務対策部広報班は、取りまとめられた情報を基に、関係機関との協議により広報内容・時期を決定する。

(2) 広報資料の作成

総務対策部広報班は、広報活動用資料を作成するとともに、具体的な広報手段・対象（人・地域）の選定を行い、広報活動を実施する。

(3) 防災関係機関との連絡調整

総務対策部広報班は、新聞・放送機関等の報道機関と連絡調整を図る。

第 2 報道機関への情報提供等

情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総務対策部広報班で取りまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会大阪放送局等の報道機関に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

(1) 災害発生の場所及び発生日時

(2) 被害状況

(3) 応急対策の状況

(4) 市民に対する避難勧告等の状況

(5) 市民に対する協力及び注意事項

(6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

地震によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

1 特別相談窓口の開設

被災地域の市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせや及び相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

2 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 土地、建物の登記に関する事。
- (2) 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関する事。
- (3) 市税等の減免、徴収猶予等に関する事。
- (4) 災害時要援護者対策等の福祉に関する事。
- (5) 災害弔慰金等の支給に関する事。
- (6) 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。
- (7) 罹災証明の発行に関する事。
- (8) 悪質震災商法に関する事。
- (9) 上水道・下水道の修理に関する事。
- (10) 中小企業及び農業関係者の支援に関する事。
- (11) その他生活再建に関する事。

3 実施体制

- (1) 各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- (2) 相談窓口の開設時には、広報誌等で市民へ周知する。
- (3) 相談窓口には専用電話及び専用FAXを備える。

4 要望の処理

- (1) 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- (2) 特別相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第4節 応援の要請・受入れ

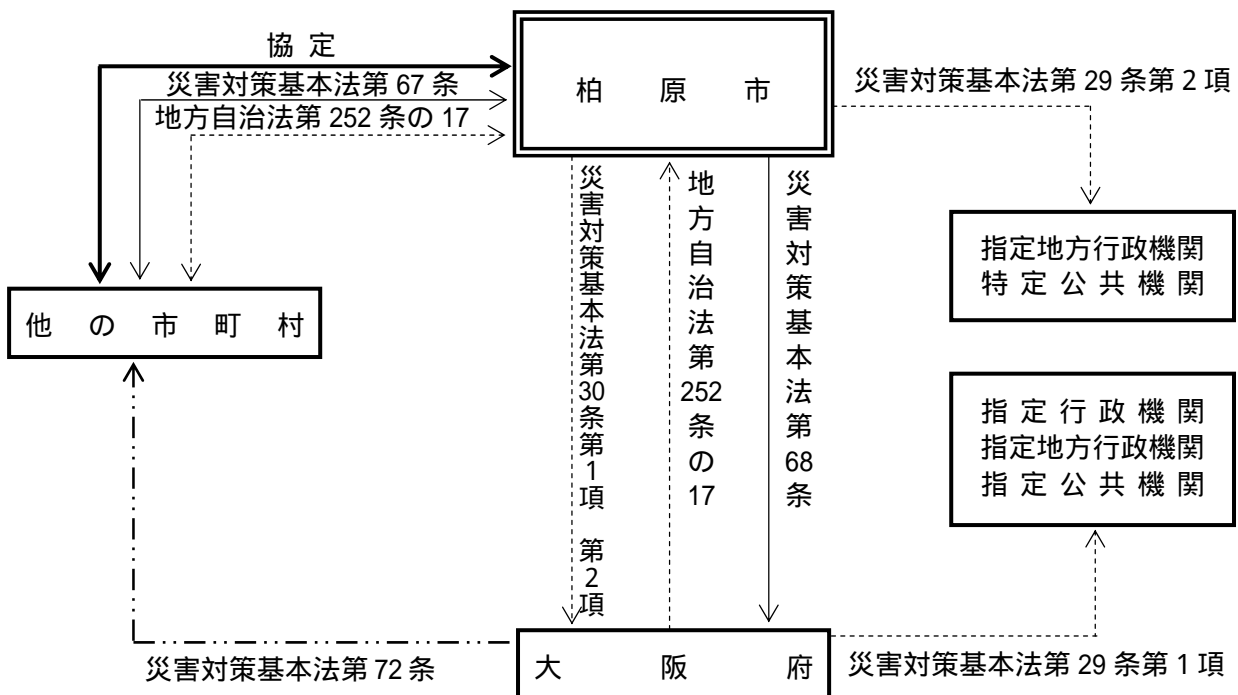
市民の生命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、速やかに関係法令や協定に基づき、府、他の市町村等に応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部人事班・各部・関係機関

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて府及び他の市町村に応援等を要請する。なお、要請については、総務対策部総括班が窓口となり、受入れは、総務対策部人事班が実施する。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



- 全般的な相互応援協力要請
 - - - - -> 職員の派遣要請、派遣のあっせん要求
 ———→ 応急措置の応援要求
 - - - - -> 応急措置の応援指示

大阪府（知事）に職員のあっせんに要求する対象
 災害対策基本法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
 災害対策基本法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関

第1 行政機関への応援の要請・受入れ

市長は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、知事及び他の市町村の長に応援を要請する。

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して応援要請を行う。

2 他の市町村の長に対する応援要請

相互応援協定に基づき、協定締結市町村の長に応援を要請する。なお、当該市町村が被災している場合は、災害対策基本法第67条に基づき、その他の市町村の長に応援を要請する。

3 要請の方法

応援を要請する場合は、被害状況等を連絡するとともに、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

4 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- (1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- (4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- (5) 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- (6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- (8) 消防、救急水防作業の応援及び所要の資機材の提供
- (9) その他応急対策活動に必要な措置

5 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援部隊の宿泊施設を確保をする。

- (2) 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

柏原羽曳野藤井寺消防組合単独では消防活動を迅速かつ的確に実施することが困難な場合、関係法令や協定に基づき他市町消防機関等の応援を要請する。

1 応援の要請

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

震災による災害の拡大が著しく、市単独では十分に消防活動が実施できない場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援協定に基づく応援要請

大規模特殊災害発生時にヘリコプターを使用することが、消防活動に必要と認められる場合は、航空消防応援協定に基づき、大阪市消防局に応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

大規模災害発生時に、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官の措置による応援体制

地震等の大規模災害発生時に、緊急消防援助隊に対して、知事を通じ、直ちに応援要請を行う。

2 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の宿泊施設及び資機材の保管場所を確保をする。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 職員の派遣要請・受入れ

市長は、市の職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

1 職員の派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第 252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

2 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条第 1 項に基づき、知事に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。また、災害対策基本法第30条第 2 項に基づき、知事に対し、他の地方公共団体又は特定地方公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。

要請にあたっては、以下の事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがない場合には、電話又はFAXによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣あっせんに要請する理由
- (2) 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

【府の連絡窓口】

名 称	電 話	
	勤務時間内	勤務時間外
大阪府危機管理室	(代表) 06-6941-0351 (直通) 06-6944-6021	06-6944-6021
	大阪府防災行政無線番号 200-4880、4886	

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

4 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

5 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 派遣職員の宿泊施設を確保をする。
- (2) 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第4 民間との協力

応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合は、公共職業安定所に供給あっせんを依頼するほか、従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。

1 要員等の強制従事

緊急時に対応するため、従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。なお、その種類、執行者及び対象者は、次のとおりである。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 策 作 業	種 類	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害救助法に基づく救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	災害対策基本法71条	知事、知事より 委任を受けた 市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	災害救助法24条 " 25条	知事
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法65条1項 " " 2項	市長 警察官
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法4条第1項	警察官
消防作業	従事命令	消防法29条5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法24条	水防管理者 水防団長 消防長

(2) 命令対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師、薬剤師 2 保健師、助産師、看護師 3 土木技術者、建築技術者 4 大工、左官、とび職、 5 土木、建築等の業者及びこれらの従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	当該区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	当該区域内の市民又は応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
消防法による消防職員、消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令 （水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事内容

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(4) 公用令書の公布

従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を公布するものとする。

(5) 実費弁償

知事又は知事の委任を受けた市長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては災害対策基本法第82条により府が実費を弁償する。

また、知事が災害救助法第24条の規定により発した従事命令、災害救助法第25条により発した協力命令により災害応急対策に従事した者に対しては災害救助法第33条に基づき府が支弁する。

(6) 損害補償

災害対策基本法に基いた従事命令により災害応急対策に従事した者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

また、災害救助法第24条、第25条に基づいた従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し

た者で、そのことによって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、災害救助法第29条の規定により、府が扶助金を支給する。

資料3-1-5 公用令書

2 賃金の額

災害応急対策に従事した者に対し支払う必要のある賃金の額は、原則として同地域における同職種に支払われる額とし、その額は、関係機関と協議して定めるものとする。

3 民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務対策部総括班は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、区長会、赤十字奉仕団、婦人団体連絡協議会、連合青年団協議会、防犯協会、民生委員協議会などの団体等に対し、救助活動の協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊出し
- カ 医療救護の協力
- キ その他応急救助実施の協力

第5節 自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ

市民の人命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、府に対し自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

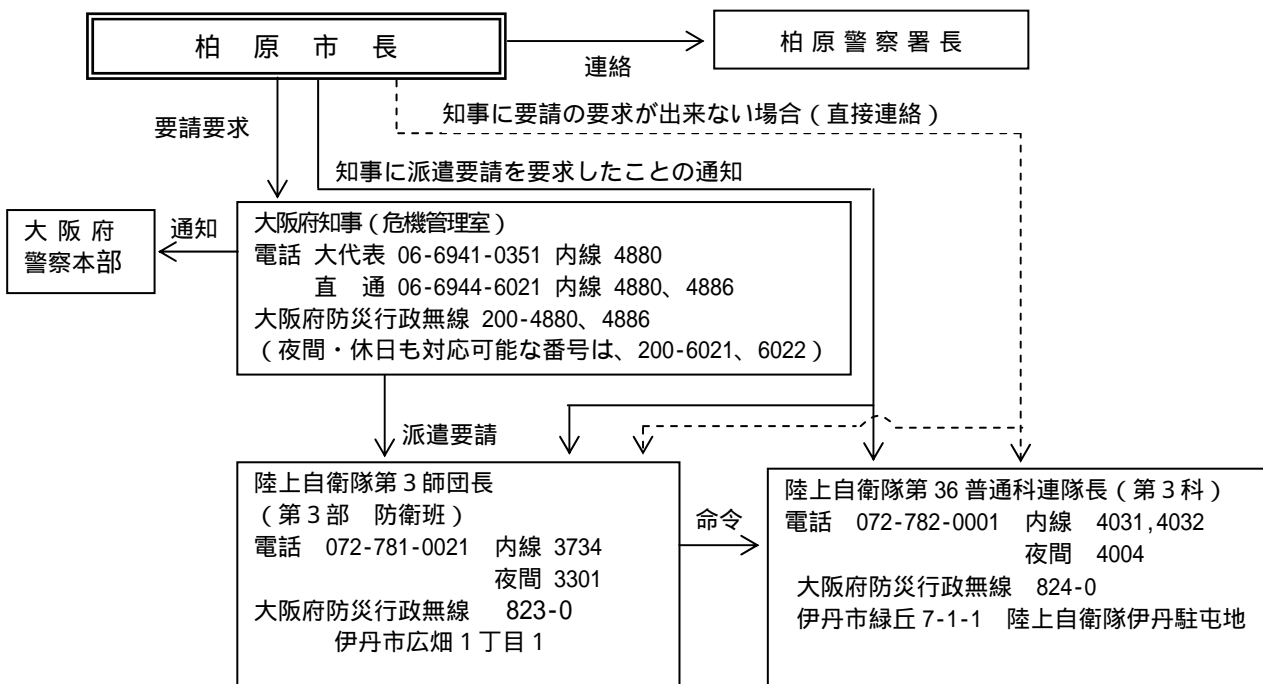
《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部人事班・関係機関

第1 自衛隊に対する災害派遣要請

市長は、自衛隊に対し災害派遣を要請する場合は、知事に派遣要請を要求する。

【派遣要請系統図】



1 災害派遣要請要求の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長（本部長）が本市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により部隊等の派遣要請を知事に要求するものとする。

災害派遣の要請は、府警察（柏原警察署）、柏原羽曳野藤井寺消防組合、消防団等の長、府と協議のうえ、決定する。

2 災害派遣要請要求の要領

市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合、次の事項を明らかにして電話又は口頭で要求し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等によって、知事に派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の状況を、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知する。その場合には、通知した旨を知事に連絡する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 要請を待ついとまがない場合の自衛隊による災害派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第2 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて府警察（柏原警察署）に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入れ体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の宿泊施設又は野営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。
- (3) 派遣部隊及び関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期

する。

第3 派遣部隊の救援活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する防衛省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第4 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害の応急作業が終了し、自衛隊の救援の必要がなくなった場合、文書によって速やかに知事に対し撤収要請を要求する。

資料3-1-6 自衛隊災害派遣等様式

第6節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

《担当部・機関》

柏原羽曳野藤井寺消防組合・民生対策部福祉班・関係機関

第1 災害発生状況の把握

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、高所見張り、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、関係機関への情報伝達を行う。

第2 震災時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防ぎょ活動の原則

(1) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路の確保等防ぎょを行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防ぎょする。

(3) 市街地火災防ぎょ優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防小隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防ぎょを優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要

対象物の防護上必要な防ぎよを優先する。

3 火災防ぎよ活動の区分

(1) 分散防ぎよ活動

同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数小隊で防ぎよする。

(2) 重点防ぎよ活動

延焼火災のうち広域避難地及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。

(3) 拠点防ぎよ活動

広域避難地の安全確保のみを目的とする。

4 同時多発火災の防ぎよ対策

(1) 出動部隊数の調整及び活動部隊数の合理化並びに無線統制

(2) 消防団との連携

(3) 非常招集による緊急増強隊の編成

(4) 他市町村消防応援隊の要請及び活用

(5) 出動体制の迅速化

(6) ホースの確保

(7) 防火水槽及び自然水利の活用

5 広域断水時火災の防ぎよ対策

(1) 防火水槽及び自然水利の適切な活用による水利の確保

(2) タンク車の優先出動及び活動

(3) 有効かつ的確な水利統制

(4) 機械性能の保持及び積載ホースの増加

6 大規模市街地火災の防ぎよ対策

(1) 初動体制の確立

(2) 火災態様に応じた部隊配備

(3) 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動

(4) 延焼阻止線の設定

(5) 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動

7 高層建築物等火災の防ぎよ対策

(1) 活動期における出動小隊の任務分担

(2) 排煙、進入時等における資機材の活用

(3) 高層建築物等の消防用設備の活用

(4) 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用

(5) 水損防止

8 林野火災の防ぎょ対策

- (1) 風向、山容を考慮した出場順路の選定
- (2) 消防団との連携
- (3) 消火体制防火線の設定
- (4) 水利部署の検討、ホースの増載、可搬式ポンプの積載、水利の中継

第3 人命救助活動

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、府警察（柏原警察署）等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

- (1) 柏原羽曳野藤井寺消防組合は、府警察（柏原警察署）と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。
また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務対策部総括班を通じ協力を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 府警察（柏原警察署）、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所への傷病者の搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第4 行方不明者の搜索

民生対策部福祉班は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、府警察（柏原警察署）との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- 2 行方不明者の搜索期間は、地震発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施する。
- 3 行方不明者搜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府、府警察（柏原警察署）及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地域等に連絡会議を設置する。

第6 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合は、必要に応じて自主防災組織等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第7節 応急医療対策

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。

《担当部・機関》

民生対策部保健班・医療対策部医療班・医療対策部庶務班
・柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

第1 医療情報の収集・提供活動

民生対策部保健班は、柏原羽曳野藤井寺消防組合と協力して、医療対策部庶務班及び医療機関と密接な連携のうえ、救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）や災害医療情報連絡員、ホットライン等で人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地域医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。

また、市民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 現地医療対策

被災市民に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど現地医療を確保する。

1 現地医療の確保

（1）救護所の設置・運営

民生対策部保健班は、必要に応じて応急救護所及び医療救護所を設置し、運営する。なお、救護所を設置した場合は、その旨の標識を掲示する。

ア 救護所の設置

（ア）設置基準

- a 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- c 被災地域と医療機関との位置関係、又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

（イ）設置場所

医療救護所の設置場所は、あらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。また、災害発生直後の短期間、必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置する。

イ 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
 - (イ) 携帯電話等通信手段の確保
 - (ウ) 医薬品、医療用資器材の補給
 - (エ) 医療水の確保
 - (オ) 食料、飲料水の確保
 - (カ) その他医療救護活動に必要な事項
- (2) 医療救護班の編成・派遣
- 医療対策部医療班は、救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。
- なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うための当座必要な資器材等を携行する。
- ア 医療救護班の編成及び構成
- 医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。
- イ 派遣要請
- 医療救護班が不足する場合は、柏原市医師会に医療救護班の派遣を要請する。それでもなお、不足する場合は、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。
- ウ 参集場所
- 医療救護班の参集場所は、市災害医療センター（市立柏原病院）とする。
- (3) 医療救護班の受入れ、調整
- 民生対策部保健班は、医療救護班の受入れ窓口を設置するとともに、救護所への配置調整を行う。
- (4) 医療救護班の搬送
- 原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。
- 医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

- (1) 救護所における現地医療活動
- ア 応急救護所における現場救急活動
- 応急救護所においては、応急措置、トリアージ（負傷者選別）等の現場救急活動を行う。
- イ 医療救護所における臨時診療活動
- 医療救護所においては、軽症患者の医療、被災者等の健康管理等を行う。
- この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。
- (2) 医療救護班の業務
- 派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。
- ア トリアージの実施
 - イ 傷病者に対する応急処置
 - ウ 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
 - エ 助産救護
 - オ 被災者等の健康管理

- カ 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- キ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

救護所では対応できない傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）は、被災を免れた医療機関に搬送し、治療を行う。

1 傷病者の搬送

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

（1）受入れ病院の選定

民生対策部保健班との連携のもと、救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分け調整する。

（2）搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、柏原羽曳野藤井寺消防組合が所有する車両で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、総務対策部車両班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務対策部総括班は、府に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

（1）市内の医療機関における医療活動

市災害医療センターである柏原市民病院を中心に市内の医療機関で医療活動を実施する。

（2）広域の後方医療活動

救護所及び市内拠点病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

第4 医薬品等の調達・確保

医療対策部庶務班は、民生対策部保健班と連携のうえ、日本赤十字社大阪府支部、柏原市医師会、柏原歯科医師会、柏原市薬剤師会及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

医療対策部医療班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第8節 応急避難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部調査班・土木水防対策部土木水防班・関係機関

第1 避難の勧告又は指示

市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告又は指示を行う。

1 勧告・指示者

避難の勧告又は指示を行う者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容（要件）	勧告・指示者	根拠法規
災害全般	市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告又は指示する。	市 長	災害対策基本法 第60条
	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知 事	災害対策基本法 第60条
	市長が避難の指示をできないと認められる場合又は市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	警察官	災害対策基本法 第61条
災害全般	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を講じる。	警察官	警察官職務執行法 第4条
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置を講じる。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	自衛隊法 第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。	知事、その命を受けた府の職員又は水防管理者	水防法 第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する。	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条

2 避難の勧告又は指示の実施要領

災害が発生し、又は発生のおそれがある状況に応じて、避難の勧告又は指示を発令する。

これらについては、自主防災組織、自治会等の協力を得て、伝達もれがないよう周知徹底をはかる。周知にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

(1) 避難勧告

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	避難対象地域、勧告者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	広報車による伝達、防災行政無線、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達を併用する。

(2) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	テレビ放送、ラジオ放送、防災行政無線、口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。

3 避難勧告又は指示の連絡

(1) 市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

(2) 市長以外が避難勧告又は指示を行った場合

市長以外が避難勧告又は指示を行った場合は、直ちに総務対策部総括班に報告し、市長は上記に準じて知事及び関係機関へ通知する。

4 避難路の確保

土木水防対策部土木水防班は、府、府警察（柏原警察署）、道路管理者との連携のもと、市民の安全のために避難路の確保に努める。

第2 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

災害の種類	内 容（要件）	設定権者	根拠法規
災害全般	災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。	市長	災害対策基本法 第63条
	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、市長が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。	知事	災害対策基本法 第73条
	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合は、警戒区域を設定する。	警察官 ()	災害対策基本法 第63条
	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	
災害全般 (水災を除く)	災害の現場において、活動確保を主目的に消防警戒区域を設定する。	消防吏員又は消防団員	消防法 第28条 第36条
火 災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがある場合は、火災警戒区域を設定する。	消防長又は消防署長	消防法 第23条の2
	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は、火災警戒区域を設定する。	警察署長	
洪 水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防団長、水防団員若しくは	水防法 第21条

() 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

(1) 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。

(2) 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止

の措置をとる。

- (3) 市長は、府警察（柏原警察署）、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民の退去を確認するとともに、防犯、防火のパトロールを行う。

3 警戒区域の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに警戒区域の解除を指示する。

第3 避 難

災害から市民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、災害時要援護者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、次の事項を周知徹底する。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全にするとともに、家屋の補強、家財の整理をしておくこと。
- (2) 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、照明具を携行するものとし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外すること。
- (4) 頭をヘルメット等で保護し、できれば氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に着用すること。

2 自主避難

一時避難地への市民の避難は、自主避難を基本とする。

3 避難誘導

市長が避難勧告又は指示を行った場合は、市民の避難誘導を実施する。

(1) 広域避難地及び避難所への市民の避難誘導

総務対策部調査班は、府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、一時避難地から広域避難地及び避難所への市民の避難誘導を実施する。

(2) 学校、病院等における誘導

学校、病院、社会福祉施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(4) その他市民の避難誘導

余震による二次災害等、本部長が市民の避難誘導を行う必要があると認めた場合は、総務対策部調査班は、府警察（柏原警察署）の協力を得るとともに、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、市民の避難誘導を実施する。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要援護高齢者、障害者等の安否確認と誘導に配慮する。なお、災害時要援護者支援プラン作成後は、これに即した対応とする。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両、船艇等によって実施する。なお、震災時は、徒歩によって避難することを原則とする。

5 避難の解除

災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難勧告・指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第9節 二次災害の防止

余震等による地すべり、がけ崩れ、建築物の倒壊などの二次災害に備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《担当部・機関》

土木水防対策部土木水防班・土木水防対策部都市計画班
・ 柏原羽曳野藤井寺消防組合・ 関係機関

第1 公共土木施設等

二次災害を防止するため、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

土木水防対策部土木水防班は、道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に使用をきたしている場合は、総務対策部総括班を通じて当該道路管理者（大阪国道事務所、八尾土木事務所、西日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急措置が困難な場合は、総務対策部総括班を通じて近畿地方整備局（大阪国道事務所）及び府（八尾土木事務所）に対し応援を要請する。

2 河川、水路、ため池

土木水防対策部土木水防班は、河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、水路の橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、総務対策部総括班を通じて当該施設管理者（近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急措置が困難な場合は、総務対策部総括班を通じて府に対し応援を要請する。

3 土砂災害危険箇所等

土木水防対策部都市計画班は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所・防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域等の被害状況を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

土砂災害危険箇所等の被害状況を把握するとともに、被災施設及び危険箇所に対する点検を速やかに実施する。

(2) 斜面判定士派遣の要請

土砂災害の危険箇所等において、危険の程度を判定する必要がある場合は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等に斜面判定士の派遣を要請し、危険度の判定を行う。

(3) 関係機関への通報

所管施設以外の被害や異常現象を発見した場合は、総務対策部総括班を通じて近畿地方整備局（大和川河川事務所）、府（八尾土木事務所）、府警察（柏原警察署）、隣接行政機関（大阪府八尾市、奈良県王寺町、三郷町）、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社などの当該危険区域等の関係機関に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関及び市民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況の報告を府（八尾土木事務所、府危機管理室）に対して行う。八尾土木事務所へは、次の様式によって報告を行う。

資料3-1-7 地すべり・急傾斜地災害報告

資料3-1-8 土石流災害報告

(6) 応急措置

危険箇所の被害拡大防止措置及び被災施設の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急措置が困難な場合は、総務対策部総括班を通じて府に対し応援を要請する。

第2 建築物

二次災害防止のため、土木水防対策部都市計画班は、公共建築物の被害状況を早期に把握するとともに、民間建築物については被害概況等に基づき、府とともに被災建築物の応急危険度判定を実施する。

1 公共建築物

被害状況を早期に把握し、必要に応じて、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

被害状況を府に報告するとともに、応急危険度判定を実施するため、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 応急危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、大阪府建築士会等に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

ア 住宅地図等の準備、割当区域の計画

イ 応急危険度判定士受入れ名簿の作成

ウ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

(2) 調査の体制

派遣された被災建築物応急危険度判定士を中心として2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

(3) 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等によって、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 宅地

(1) 被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。

(2) 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

第3 危険物施設等

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物・劇物施設保有する施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、施設管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

2 避難及び立入制限

爆発、施設の倒壊等によって著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに施設管理者に対し、市民等への連絡及び適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施するよう要請する。

第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等の二次災害を防止するため市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び関係機関は、放射性同位元素に係る施設の管理者に対し、施設の点検及び必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 施設の点検、応急措置

施設管理者に対し、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施するよう要請する。

2 避難及び立入制限

施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、施設管理者に対し、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施するよう要請する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施するよう要請する。

第10節 地震水防応急対策

河川・水路又はため池の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

《担当部・機関》

土木水防対策部土木水防班・柏原羽曳野藤井寺消防組合・関係機関

第1 水門・樋門等の操作

土木水防対策部土木水防班は、築留土地改良区、青地井出口土地改良区等の水門、ため池等の管理者と連絡を密にし、気象等の状況及び水位の変動に応じて門扉等の適正な開閉を行うよう要請する。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。

第2 応急措置

地震によって堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じる。

1 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁じ、又は制限する。

2 水防工法

土木水防対策部土木水防班は、大和川右岸水防事務組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び消防団と協力して水防作業を必要とする漏水、堤防法面の亀裂及び欠け崩れ、溢水等のそれぞれの異常状態によって、適した工法を採用し、迅速に施工する。

3 決壊後の措置

水防に際し、堤防その他の施設が決壊した場合は、水防管理者（市長）、消防長及び消防団長は、直ちにこれを近畿地方整備局大和川河川事務所、八尾土木事務所、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府水防本部、ため池管理者、隣接水防管理団体等に通報するとともに、氾濫による被害の拡大を防止する応急措置を講じる。

第3 資機材の調達

水防作業に必要な資機材は、資機材倉庫の資機材を優先的に活用するが、それでもなお不足する場合は、現地調達又は協定業者等及び八尾土木事務所からの調達を行う。

第11節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部車両班・総務対策部広報班
・土木水防対策部土木水防班・関係機関

第1 陸上輸送

道路啓開等によって緊急交通路を確保するとともに、輸送手段も確保し、緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急交通路の決定と確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路の確保（第1次交通規制）

市域において、府警察は、あらかじめ選定された府の「重点14路線」のうち、国道25号について、緊急通行車両（府が確保した民間緊急輸送車両等を含む）以外の通行禁止・制限の交通規制を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、府、府警察（柏原警察署）、道路管理者と協議し、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、広域緊急交通路、地域緊急交通路の中から緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

ア 道路管理者

(ア) 道路施設の点検

土木水防対策部土木水防班は、道路管理者等と連携してあらかじめ選定した緊急交通路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(イ) 府への点検結果の報告等

総務対策部総括班は、道路施設の点検結果を府及び府警察（柏原警察署）に報告するとともに、市域に流入するその他の道路の状況について、府から情報を収集する。

(ウ) 緊急交通路の決定

土木水防対策部土木水防班は、府、府警察（柏原警察署）、道路管理者と協議の上、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急交通路を決定する。

(エ) 緊急交通路の道路啓開

土木水防対策部土木水防班は、緊急交通路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、市道の啓開作業を行う。

また、道路管理者等が行う道路啓開作業に協力するとともに、必要に応じて啓開作業を行う。

イ 府警察

府警察は、緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を行う。

(ア) 道路の区間規制

必要に応じて緊急交通路重点路線の交通規制の見直しを行うとともに、重点路線以外に選定された緊急交通路の交通規制を実施し、その結果を道路管理者に連絡する。

(イ) 区域規制

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う。

(ウ) 交通管制

被災地区への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

2 緊急交通路の周知

(1) 関係各部及び関係機関への連絡

総務対策部総括班は、使用可能な緊急交通路について、関係各部及び関係機関に連絡する。また、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡する。

(2) 市民への周知

総務対策部広報班は、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、市民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務対策部車両班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 総務対策部車両班は、市が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし医療対策部、給水対策部の車両を除く）。

イ 車両が不足する場合は、府との連絡のうえ調達する。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認申請を行い、事前届出を行った府警察署（柏原警察署）で緊急通行車両標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

イ 地震発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、総務対策部車両班が民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を大阪府知事又は大阪府公安委員会に提出し、緊急通行車両としての確認申請を行う。

(3) 車両の運用

ア 総務対策部車両班は、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務対策部車両班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

資料3-1-9 市有車両一覧、資料3-1-10 緊急通行車両確認証明書、資料3-1-11 緊急通行車両標章

第2 航空輸送

輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

- ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること

【必要最小限度の地積】

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

(2) 総務対策部総括班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

(3) 総務対策部総括班は、大阪市消防局、府警察（柏原警察署）、自衛隊等と協議し、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

2 輸送手段の確保

総務対策部総括班は、府と連携するとともに、大阪市消防局、府警察（柏原警察署）、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第3 交通規制

府公安委員会、府警察（柏原警察署）との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

災害によって、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報によって認知した場合は、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び府警察（柏原警察署）は、密接な連携のもとに適切な措置を講じる。

【交通規制の実施責任者及び範囲】

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊その他の事由によって、危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるとき	災害対策基本法 第76条
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1条
	警 察 官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第6条第2項
道路の破損、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合		道路交通法 第6条第4項	

2 道路管理者による交通規制

府警察（柏原警察署）との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

（1）市の管理道路

道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、八尾土木事務所、府警察（柏原警察署）に協議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止または制限を実施する。

（2）国、府の管理道路

国、府の道路管理者は、関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止または、制限を実施する。

（3）西日本高速道路株式会社の管理道路

防災業務要領に基づき、関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

3 府公安委員会、府警察（柏原警察署）による交通規制

災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を行う。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることによって災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合は、災害対策基本法第76条の3に基づき車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。

また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3に基づき警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講じる。

5 相互連絡

総務対策部総括班は、八尾土木事務所、府警察（柏原警察署）と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

6 交通規制の標識等の設置

道路管理者、府公安委員会及び府警察（柏原警察署）は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

7 広 報

総務対策部広報班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、府警察（柏原警察署）、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、市民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

第12節 ライフラインの緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応及び二次災害防止対策を実施する。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部調査班・総務対策部広報班・上下水道対策部水道庶務班 ・上下水道対策部給水班・上下水道対策部下水道班・関係機関

第1 被害状況の報告

- 1 上下水道対策部水道庶務班、上下水道対策部下水道班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設設備の被害状況を調査し、総務対策部調査班に報告する。なお、被害が生じた場合は、総務対策部総括班を通じて、府に報告する。
- 2 関西電力株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社は、サービス供給 地域内において震度5弱以上を観測した場合は、直ちに施設設備の被害状況を調査し、報告する。

第2 各事業者における対応

各事業者は、ライフライン施設の二次災害防止又は必要な機能の確保のため、必要となる措置を講じる。

また、必要に応じて、府、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）等の関係機関に通報するとともに、付近住民に周知する。

1 上水道施設（市、府）

上下水道対策部給水班は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、総務対策部調査班に報告する。

また、必要に応じ総務対策部総括班を通じて、府、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）に通報するとともに、総務対策部広報班と連携して、付近住民に周知する。

2 下水道施設（市、府）

上下水道対策部下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、総務対策部調査班に報告する。また、必要に応じ総務対策部総括班を通じて、府、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）に通報するとともに、総務対策部広報班を通じて、付近住民に周知する。

3 電力供給施設（関西電力株式会社）

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずる。この場合、総務対策部総括班、府、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）に通報するとともに、付近住民に周知する。

4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、ブロック毎の供給停止等の危険防止措置を講じる。この場合、総務対策部総括班、府、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）に通報するとともに、付近住民に周知する。

5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講じるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

第13節 交通の安全確保

鉄道及び道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じる。

《担当部・機関》

土木水防対策部土木水防班・関係機関

第1 被害状況の報告

- 1 土木水防対策部土木水防班は、速やかに施設の被害状況を調査し、地震が発生した場合には、速やかに所管施設設備の被害状況を調査し、総務対策部総括班に報告する。なお、被害が生じた場合は、総務対策部総括班を通じて、府に報告する。
- 2 各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を総務対策部総括班及び府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

- 1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）
鉄道施設管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。
 - （1）あらかじめ定めた基準に基づき、列車の緊急停止、運転の見合わせ又は、速度制限を行う。
 - （2）負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）に通報し、出動の要請を行う。
 - （3）乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。
- 2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）
土木水防対策部土木水防班及びその他の道路管理者は、利用者の安全確保のための対策を講じる。
 - （1）あらかじめ定めた基準に基づき、通行の禁止又は制限を行う。
 - （2）負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて、柏原羽曳野藤井寺消防組合、府警察（柏原警察署）に通報し、出動の要請を行う。
 - （3）交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講じる。